

経済産業省（生活製品課）の取組

経済産業省生活製品課

1. 関係法令の理解促進や法令遵守の徹底**① 種の保存法に基づく報告徴収・立入検査の状況**

日本国内における象牙取引等を確実に把握するため、象牙取引を行う事業者、約6,000者に対して、種の保存法に基づき法執行当局である経産省に対する象牙を取り扱う旨の登録義務と象牙の利用実績／保管量について報告を求めている（報告義務に従わない事業者に対しては、刑事罰あり）。

法律に基づいた報告を提出しない事業者や報告書に疑義がある事業者に対しては、経産省の職員が実際の事業者を訪問し、現場で資料や現物を確認している。

② 骨董市等での巡回指導、電子商取引サイトの取引監視、特別国際種事業者への立入検査の実施

骨董市等での巡回を通じて特別国際種事業者及び特別国際種事業者以外の事業者に対して法令遵守状況の確認や指導を実施しており、電子商取引サイトでは広告の表示不備等不適切な出品について運営者を通じて改善を図っている。

さらに特別国際種事業者については立入検査を実施し、不備が見られた場合は法令に適合するよう指示・改善を求めている。 ※継続

③ 電子商取引プラットフォーム事業者への取引適正化の協力依頼

電子商取引プラットフォームを提供している事業者に対して、象牙及び象牙製品の販売時の広告・販売時の登録事項の表示確認、国外持ち出し防止等の対応について協力を依頼した。

2. 国外への持ち出し防止対策

① 販売事業者等への象牙国外持ち出し防止対策の要請

外国からの観光客等が規制を知らずに国外に象牙製品を持ち出してしまわないよう、販売時に購入者に当該説明を徹底いただくことを販売事業者等へ要請を行った。

また、種の保存法に基づく報告徴収に併せ、経済産業省から全ての特別国際種事業者に対し周知を行った。

3. トレーサビリティの確保

① 新たに製品を製造する際に標章を付すことの推奨

材料の正当性が証明できるよう標章を付した製品を取り扱う等、法律違反につながる疑わしい製品は取り扱わないよう販売事業者等へ要請を行った。

※上記「販売事業者等への象牙国外持ち出し防止対策の要請」と併せて要請

② 特別国際種事業者が作成する記載台帳の電子化等

特別国際種事業者が取引状況を記載する記載台帳について、データベースを用意するとともに製品種類毎に記入する様式にあらためており、日々の管理を適正に実施していただく環境を提供した。